

「福岡県インバウンド観光パンフレット制作業務」企画提案公募実施要領

下記のとおり、「福岡県インバウンド観光パンフレット制作業務」（以下、事業という）に関する委託業務の企画提案書を募集します。応募される方は、以下の事項に留意のうえ応募してください。

1 事業目的

本県の魅力ある観光素材を紹介する多言語パンフレットの更新・制作を行い、本県へのインバウンド誘客拡大及び県内周遊促進を図る。

2 委託業務の概要

- (1) 事業名 福岡県インバウンド観光パンフレット制作業務
- (2) 実施主体 福岡県
- (3) 事業内容 別添「企画提案公募仕様書」のとおり
- (4) 委託期間 契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで
- (5) 履行場所 福岡市博多区東公園7-7 福岡県商工部観光局観光振興課
- (6) 委託上限額 5,272千円（消費税及び地方消費税含む）
- (7) 成果物
制作物一式、修正可能なデータ（イラストレーターおよびPDF）、使用した写真データを提出すること。

3 企画提案で求める内容（詳細については、別紙「企画提案公募仕様書」を参照すること）

下記の項目について提案を行うこと。提案にあたっては、具体的根拠や理由を明確にしたうえで、説得性の高い提案書となるよう留意すること。

- (1) 業務内容の詳細
 - ・別添「企画提案公募仕様書」のとおり
- (2) 会社概要
 - ・会社概要、責任者・担当者の役職・氏名および連絡先（電話、メールアドレス等）について記載すること
- (3) 事業体制
 - ・本事業への取組体制（人員・経験等）について、明確に説明すること。
 - ・業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、企画提案書に再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲等について記載すること。
 - ・個人情報保護に関する取組（個人情報の管理方法、プライバシーマーク取得状況等）
- (4) 業務スケジュール
 - ・本事業への取組に関する作業工程、作業フローについて、図表等を用いてわかりやすく明示すること。
- (5) 類似事業の受託実績
 - ・過去に受託した類似事業の実績や成果について示すこと。
- (6) 見積書
 - ・見積書の各項目については税抜価格で記載し、消費税課税事業者の場合は消費税を最後に加算すること

4 参加要件

- (1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営

基盤を有していること

(2) 次のアからカのいずれにも該当しないこと。なお、提案書提出後、契約までの間にアからカのいずれかに該当する事実が判明した時は契約できない場合がある。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者(一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者)

イ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成28年3月28日27総セ第25173号)に基づく指名停止期間中である者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)、破産法(平成16年法律第75号)、会社法(平成17年法律第86号)の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

エ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

オ 役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む。)が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

カ 福岡県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(3) 契約時に契約保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供(契約金額の100分の10以上)が確実にできること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合

イ 福岡県競争入札参加資格者名簿登録事業者であり、過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(4) 共同体で参加する場合は、下記の要件を全て満たすこと

ア 上記要件(2)については、共同体の構成員全員が満たしていること

イ 上記要件(3)については、共同体の構成員のうち少なくとも1団体以上が満たしていること

ウ 必ず代表団体を定めること

エ 各構成員は、本募集への単独参加又は他の共同体での参加を行っていないこと

5 質問受付及び回答

質問は、令和7年3月10日(月)17時までに、様式第1号「質問書」を、下記13「連絡先および書類の提出先について」に記載する宛先に電子メールで送信すること。メールの件名は「【質問】福岡県インバウンド観光パンフレット制作業務」とし、本文中に質問者の連絡先について記載すること。

また、質問及び回答は、令和7年3月12日(水)までに質問者に対しメールにて送付するとともに、この公募実施要項を掲載したホームページに掲載する。

なお、他応募者からの提案書提出状況に関すること、本県が受け付けない項目と判断したものについては、回答しない。

6 企画公募の日程、提出書類、提出先について

(1) 日程

①公募開始及び質問受付開始

令和7年3月4日(火) ※上記5「質問受付及び回答」を参照

②質問受付期限

令和7年3月10日(月) 17時まで

③質問に対する回答期限

令和7年3月12日（水） ※回答について、ホームページに掲載

④企画提案書の提出期限

令和7年3月19日（水）17時まで

※応募者多数の場合、一次審査を行い、上位数社を対象としてプレゼンテーションを実施する（該当者へ個別に通知）

⑤一次審査結果の通知

令和7年3月24日（月）までに担当者へメールにて通知

⑥プレゼンテーション（二次審査）の実施

令和7年3月26日（水）予定 ※時間は該当者へ個別に連絡

⑦二次審査結果の通知

令和7年3月27日（木）予定

⑧契約の締結

令和7年4月初旬予定

(2) 企画提案書の提出内容

①企画提案書・・・A4判（タテ・ヨコは任意）7部

②見積書（項目ごとに積算）・・・A4判（タテ・ヨコは任意）7部

③上記①・②のPDFデータ

※見積書の各項目については税抜価格で記載し、消費税課税事業者の場合は消費税を最後に加算すること。

(3) 企画提案書の提出方法

上記(2)「①企画提案書」・「②見積書」については、下記13「連絡先および書類の提出先について」に記載する宛先に郵送もしくは持参すること。（提出期限までの必着とする）

また、(2)③「企画提案書・見積書のPDFデータ」については、下記13「連絡先および書類の提出先について」に記載する宛先に提出すること。（8MBを超えるデータについては、大容量転送サービス等で送付すること）

7 提出書類の取り扱い

(1) 提出された企画提案書等は委託先の選定のみに使用する。

(2) 提案書の作成に要した費用、その他参加に要した費用については企画提案事業者の負担とする。

(3) 本要領に示した公募参加の資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の提出した提案書は無効とする。

(4) 提出された提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。

8 選定委員会について

本企画提案公募の審査は、選定委員会により行うこととし、本委員会の事務局は、福岡県商工部観光局観光振興課に設置する。

(1) 審査の過程で、メールや電話等でヒアリングを行い、追加資料を求める場合がある。

(2) 審査結果は、企画提案書を提出した者（共同企業体による提出の場合はその代表者）に対し電子メールにて速やかに通知する。なお、審査内容については公表しない。

(3) 契約前に詳細協議を行い、提案企画の一部を変更する場合がある。

(4) 委託契約については、原則として第一位選定者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて協議の上契約する。

(5) 企画提案を採用した場合においても、協議して進めていくものとし、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。

9 1次審査（書面審査）について

本事業の企画提案参加者が5社以上の場合は、選定委員会事務局（観光振興課）において、下記11の審査基準により企画提案書の1次審査（書面審査）を行い、2次審査（プレゼンテーション審査）に進む4社を選定する。

10 2次審査（プレゼンテーション審査）について

選定委員会において、プレゼンテーション審査を行い、高い評価点を得た提案事業者を委託候補事業者として選定する。

- ・ 2次審査の詳細日程等は、1次審査を通過した提案事業者に速やかにメールにて通知する。
- ・ プレゼンテーションは、原則、提案書に沿って説明を行うこととするが、追加資料や映像等を用いて説明することも構わない。

〔2次審査（プレゼンテーション審査）〕

- ・ 審査日程：令和7年3月26日(水) 予定
- ・ 審査場所：福岡県庁商工部会議室（福岡市博多区東公園7番7号）予定
- ・ 提案事業者数：最大4社まで
- ・ 審査時間：1事業者あたり、15分程度・質疑応答10分程度を予定

11 審査基準

- ・ 審査は、1次、2次ともに、下表に示す評価項目により採点する。
- ・ 2次審査において、合計点数が最も高い提案事業者を委託候補事業者とする。
合計点数が同点となった場合は、選定委員会の協議により選定する。
満点の6割を最低基準点とし、合計点数がこれに満たない場合は、選定しない。
- ・ 提案参加事業者が1事業者の場合においても2次審査を行い、最低基準点を超えた場合、委託候補事業者として選定する。

(評価項目表)

評価対象項目		配点
1	業務体制・スケジュール (公募要領3 (3) (4))	
	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を遂行するための適切な業務体制及び人員確保がなされているか。 ・確実に遂行し得る技量を有するとともに、実現可能なスケジュールとなっているか。(英語版パンフレットの納品期限は8月20日(水)) 	10点
2	パンフレット(HELLO!FUKUOKA)の更新作業(公募仕様書5(1)関係)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等への掲載情報の適正性を確認する方法は適切で効率的か。 ・追加する「よかバス事業」の誌面構成デザインは魅力的で効果的か。 ・翻訳の適正性を確認する方法は適切か。 	15点
3	福岡県観光素材集の多言語版冊子の製作(公募仕様書5(2)関係)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・翻訳の適正性を確認する方法は適切か。 	5点
4	パンフレット及び観光素材集の印刷(公募仕様書5(3)関係)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷部数は、各言語1,000部以上となっているか。 ・誌面の規格を変更する場合、パンフレット閲覧者が不便を感じることはないか。(サイズが大きすぎる、紙が薄すぎる等) 	5点
5	自由提案事項(公募仕様書5(4)関係)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・現行のパンフレットと比較して、より魅力的な内容で、有効な更新となっているか。また、その理由は適切と考えられるか。 ・言語ごとで掲載内容を変更する場合、各言語の嗜好に合った内容であると考えられるか。 	10点
6	見積価格の効率性(公募要領3(6)関係)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容に見合った適切な見積であり、経費以上の効果が期待できるか。 	5点
合計		50点

12 委託契約について

- (1) 選定委員会で選定された事業者を委託事業候補者として、契約協議を行う。なお、委託契約締結に係る費用は受託者の負担とする。
- (2) 委託契約にあたっては、提案内容を基に両者協議の上、最終の仕様を決定する。
- (3) 委託契約にあたっては、「当初委託契約額(消費税込)」の100分の10以上の金額を契約保証金として、県に納めることとする。

なお、この契約保証金は契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に全額返還する。

また、地方自治体を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結された場合や、福岡県競争入札参加資格者名簿登録事業者であり過去2年以内に地方公共団体と同種及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行した場合などは、契約保証金が減免される場合がある。

1.3 連絡先および書類の提出先について

「5 質問受付および回答」および「6 (2) ③企画提案書・見積書のPDFデータ」については、下記担当あてに電子メールを送付すること。なお、8MB を超えるデータについては、大容量転送サービス等で送付すること。

<住所> 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7-7

<担当> 長野（優）、岩尾

<電話> 092-643-3457

<FAX> 092-643-3431

<メールアドレス> nagano-y2708@pref.fukuoka.lg.jp